

財務報告実務検定 重要ポイント&精選問題

正誤表

財務報告実務検定事務局

「財務報告実務検定 重要ポイント&精選問題」に下記の誤植等がございました。
内容を訂正すると共に、ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

(注) 原文での丸数字は、下線付き数字で表すこととします。

| 頁 | 誤 | 正 |
|-------------------|-------------------------|-----------------------|
| P.169 上から4行目 | ・損益計算書は連結財務諸表の一部を構成し・・・ | ・損益計算書は財務諸表の一部を構成し・・・ |
| P.275~277 第25問 | 問題、解答及び解説のすべてを差替え | (以下を参照) |

第25問

有価証券報告書における会計上の変更と誤謬の訂正に関して、不適切なものを1つ選びなさい。

- 選択肢1 例えば、第2期に棚卸資産の評価方法を先入先出法から総平均法に変更した場合、第1期の財務諸表について、総平均法により遡及処理を行い、その数値を基に第2期の財務諸表を作成する必要がある。
- 選択肢2 例えば、営業外収益から売上高に表示区分を変更する場合において、「資産及び負債並びに損益の認識又は測定について変更を伴わない場合」は会計方針の変更であり、「資産及び負債並びに損益の認識又は測定について変更を伴う場合」は表示方法の変更として取り扱われることとなる。
- 選択肢3 有形固定資産等の減価償却方法は、会計方針に該当するが、減価償却方法の変更は、会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合に該当し、会計上の見積りの変更と同様に扱い、遡及適用は行わない。
- 選択肢4 過去の誤謬項目が重要である場合、金融商品取引法上、修正再表示に先立ち、訂正報告書が提出される。

第25問 解答及び解説

解答： 2

解説： 1 正しい。会計方針の変更に関する設問である。会計方針の変更の場合には、原則として、新たな

会計方針を過去の期間の全てに遡及適用する。

(企業会計基準委員会「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(以下本基準) 6項(2))

- 2 誤り。表示方法の変更に関する設問である。表示方法の変更には、財務諸表における同一区分内での科目の独立掲記、統合あるいは科目名の変更及び重要性の増加に伴う表示方法の変更のほか、財務諸表の表示区分を超えた表示方法の変更も含まれる(本基準4項(6)、企業会計基準委員会「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(以下適用指針) 4項)。そして、会計方針の変更と表示方法の変更との区分は、表示方法の変更が会計処理の変更を伴うものであるかどうか、具体的には「資産及び負債並びに損益の認識又は測定について変更を伴う場合」かどうかにより判断される。(適用指針7項、19項)。
- 3 正しい。会計上の見積りの変更に関する設問である。有形固定資産等の減価償却方法及び無形固定資産の償却方法は、会計方針に該当するが、減価償却方法の変更は、会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合(本基準19項参照)に該当するものとし、会計上の見積りの変更と同様に扱い、遡及適用は行わない(本基準20項)。
- 4 正しい。過去の誤謬に関する設問である。過去の誤謬を修正再表示する場合は、その項目が重要であると判断した場合と考えられる(本基準35項)。一方、重要な事項の変更その他公益又は投資家保護のため訂正の必要があると認めた場合には、訂正報告書を提出しなければならないとされている。一般的には過去の誤謬を比較情報として示される前期数値を修正再表示することにより解消することはできないと考えられることから、金融商品取引法に基づく開示において、修正再表示に係る規定は通常は適用されない。

以 上